

《注意事項》

1 課税免除の対象となる軽自動車等

軽自動車税が課税免除となるのは、次に掲げる事項の全ての確認が取れた車両です。

- (1) 車両番号標の交付を受けている商品である軽自動車等（4輪の軽自動車、3輪の軽自動車、2輪の軽自動車又は2輪の小型自動車）で使用しないものであること。
※原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車は対象外です。
- (2) 賦課期日現在において、当該軽自動車等の所有者及び使用者が同一人であり、中古軽自動車等を販売することを業とする者（古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商に限る。）であること。
- (3) 当該軽自動車等が、販売を目的として取得されたものであり、賦課期日現在において販売を目的に所有されていること。
- (4) 当該軽自動車等が、リース車、レンタカー、レンタルバイク、試乗車、社用車、営業車又は代車等の事業用のものでなく、また、自己で使用するなどの販売目的以外の使用がされていないものであること。
- (5) 当該軽自動車等の取得時における走行距離と賦課期日現在の走行距離の差が100km未満であること。

2 届出に必要なもの

- (1) 届出（様式）
※「①取得時の走行距離」欄には、古物台帳等で確認できる走行距離を記入してください。
※「届出回数」欄には、当該車両について課税免除の届出を行うのが何回（年度）目かを記入してください。
- (2) 自動車検査証（車検証）の写し（3輪以上の軽自動車又は2輪の小型自動車の場合）
軽自動車届出済証の写し（2輪の軽自動車の場合）
- (3) 古物商許可証の写し
- (4) 古物台帳の写し等（取得時の走行距離を確認できるもの）
- (5) 賦課期日（対象年度の4月1日時点）現在の走行距離が分かる走行メーターの写真等
（取得時の走行距離と賦課期日現在の走行距離の差が100km未満であることを確認できるもの）

3 調査について

課税免除に係る届出内容その他課税免除に関する事項を確認する必要があると認めるときは、現地調査その他の必要な調査を行います。

4 届出期間

4月1日から4月7日（7日が土曜・日曜・休日の場合には、翌開庁日）※郵送の場合は必着

※届出期間を過ぎていても届出を受け付けますが、納税通知書が送付される場合があります。

5 窓口・お問い合わせ先

〒591-8037 堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1

堺市 市税事務所 法人諸税課

電話 072-231-9741

FAX 072-251-5631

※郵送による提出も可能です。